



令和 2 年 8 月 27 日

令和 2 年 8 月 定例会 会議録

中讃広域行政事務組合議会

中讃広域行政事務組合告示第11号

令和2年中讃広域行政事務組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月19日

中讃広域行政事務組合 管理者 梶 正 治

- 1 日 時 令和2年8月27日 午前9時30分
2 場 所 中讃広域行政事務組合 議場

出席議員 17名

1番	山本直久君	11番	安川稔君
2番	川田匡文君	12番	山下康二君
3番	真鍋順穂君	13番	山神猛君
5番	小橋清信君	15番	古川幸義君
6番	加藤正員君	16番	松岡忠君
7番	国方功夫君	17番	大西樹君
8番	氏家寿士君	18番	合田正夫君
9番	川向武君	19番	白川皆男君
10番	安井一博君		

欠席議員 1名

14番 村井勉君

説明のため出席した者

管理者	梶正治君	事務局長	福本泰幸君
副管理者	平岡政典君	総務課長	中尾壮志君
副管理者	片岡英樹君	企画課長(兼)エコランド林ヶ谷所長	松尾一徳君
副管理者	丸尾幸雄君	クリントピア丸亀所長	徳永博保君
副管理者	栗田隆義君		

職員出席者

総務課長補佐 石川恵美子君 | 総務課主事 大平昂君

議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 管理者の事業報告
日程第4 認定第1号 令和元年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 議案第1号 令和2年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
議案第2号 令和2年度中讃広域行政事務組合仲善クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)
議案第3号 令和2年度中讃広域行政事務組合瀬戸グリーンセンター特別会計補正予算(第1号)
日程第6 一般質問
追加日程 管理者の辞任を求める動議

会 議

[午前9時30分開会]

○議長(氏家寿士君)

おはようございます。ただいまから、令和2年中讃広域行政事務組合議会8月定例会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会期の決定

#### ○議長(氏家寿士君)

日程第1、会期の決定を議題といたします。  
今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(氏家寿士君)

御異議なしと認めます。  
よって、今期定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(氏家寿士君)

日程第2、会議録署名議員を指名いたします。
署名議員には、組合議会が準用する善通寺市議会会議規則第81条の規定により、7番国方功夫君、9番川向武君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第3 管理者の事業報告

○議長（氏家寿士君）

日程第3、「管理者の事業報告」をお願いいたします。

○管理者（梶正治君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

管理者。

〔管理者（梶正治君）登壇〕

○管理者（梶正治君）

おはようございます。それでは5月定例会以降の共同処理事務の執行状況につきまして、その概要を報告申し上げます。

はじめに、総務課について申し上げます。

大学卒を対象とした一般行政事務職の職員採用試験につきましては、7月20日から8月14日まで募集した結果、49名の応募があり、一次試験を9月6日に実施いたします。なお、採用人数は若干名を予定しております。

また、去る8月13日、14日に人事評価制度の意義・目的・必要性を理解した上で、公正な評価に繋がるように評価者14名を対象とした外部委託講師による研修を行いました。今後も人事評価制度の成熟度を高め、適正な人事管理を行ってまいります。

次に、企画課について申し上げます。

介護保険認定審査業務につきましては、本年度7月末までに認定審査会を52回開催し、2,063人の認定審査を行いました。申請区分の内訳は、新規申請が45.6パーセント、更新申請が46パーセント、区分変更申請が8.4パーセントとなっており、この間の一次判定変更率は3.9パーセントとなっております。

障害者総合支援認定審査業務につきましては、認定審査会を8回開催し、104人の認定審査を行いました。この間の一次判定変更率は、1.9パーセントとなっております。なお、非定型ケースにつきましては12人、標準利用期間延長につきましては2人、合計118名の審査を行いました。

監査事務につきましては、7月20日に令和元年度一般会計並びに各特別会計決算について審査を実施し、帳簿類を照合するとともに各所属長から聞き取りを行い、決算審査意見を取りまとめいたしました。

次に、情報センターについて申し上げます。

基幹業務システムの更新につきましては、更新時期を令和4年1月として指名型プロポーザル方式にて提案依頼を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令の影響を受け、現行ベンダーを除く指名業者が要員不足を主な理由に新規顧客の獲得を控える方針に転換し参加を辞退されたため、提案依頼を一旦中止し、更新時期延期の可能性と業者選定方法の見直しを検討しました。その結果、現在利用中のシステムについては、機器の老朽化及びソフトウェアのサポート終了といった要因から更新時期を延期することは不可能であり、改めて業者選定を実施する時間的猶予がないことを確認いたしました。そこで、

唯一提案可能としていた現行ベンダーである四国行政システム株式会社からの提案について、機能要件の充足度、データ移行等リスク軽減のメリット、提案価格の妥当性、デモンストレーションの評価等の分析を行い、契約交渉業者として最適と判断したことから、システム研究会にて提案説明会を開催し、同社提案のシステムを採用する方針について情報システム部会及び企画協議会にも御報告したうえで、決定いたしました。現在、業務毎に分科会を開催し、詳細仕様の検討を進めております。

情報センター事務所移転につきましては9月を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響によりシステム機器等移設に係る調査作業の着手が遅延したこと、また、移設後のシステム稼働確認作業に十分な時間を確保する必要があることから、年末年始に移転することとなりました。遅延していた調査作業は開始され、消防庁舎への非常用発電装置の移設工事及び事務所什器等の納入が完了しております。

なお、国の特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金、関係市町独自の各種給付金につきましては、順調に支給が行われております。

その他通常業務においては、今年度の個人住民税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の当初賦課における一連の処理について、滞りなく終えております。

次に、租税債権管理機構について申し上げます。

本年度7月末現在の各市町からの滞納移管額は10億6,900万1,914円、滞納者数にして4,753人であり、延滞金などの附帯金を含めた徴収総額は1億6,104万3,538円となっております。

また、滞納者の預貯金、不動産、給与等の財産差押えにつきましては322件、検索につきましては12件実施いたしております。

次に、エコランド林ヶ谷最終処分場について申し上げます。

本年度7月末までのごみ搬入量は2,572トンで、前年度と比較いたしますと122トン、率にして5.0パーセントの増であります。

施設の整備状況でございますが、埋立の進捗に伴い平成29年度に約3分の1を施行いたしました第6期法面の遮水シート二重化工事につきまして、残り約3分の2部分の工事を6月10日から12月25日までの工期で施行しております。

運営状況につきましては、7月3日に排水管の損傷等の有無を確認するために定圧検査を実施し、結果につきましては異常は確認されず良好な状態で行いました。

また、新型コロナの影響で延期いたしております地元協議会、報告会等につきましては、状況を見ながら随時開催してまいります。

次に、仲善クリーンセンターについて申し上げます。

本年度7月末までのごみの搬入量は4,586トンで、前年度に比べ278トン、率にして5.7パーセントの減となっております。

長期運営維持管理事業委託につきましては、今年度から開始しており、安心・

安全な施設の運営方針のもと、運転計画に基づき順調に稼働しています。

次に、クリントピア丸亀について申し上げます。

本年度7月末までのごみの搬入量は1万3,907トンで、前年度に比べ180トン、率にして1.3パーセントの減となっております。

施設の点検、整備状況につきましては、砂循環エレベーター点検整備や、バグフィルターの更新等を計画どおり実施いたしており、施設の運転も順調に推移いたしております。

エコ丸工房につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月中旬から休館しておりましたが、6月より十分な感染防止対策を徹底し、再開しております。

夏休み実施事業について御報告いたします。夏休みリサイクル大作戦につきましては、規模を縮小し、8月1日から8月15日まで8講座を開催いたしましたところ、のべ80人の親子に御参加いただきました。なお、おもちゃの交換会やクリントピア内を巡るスタンプラリー等を行うエコ丸体験ツアー及びリサイクル工作・ポスター募集につきましては、中止いたしました。

ガラス工房について御報告いたします。

ガラス工房は平成9年の開設より、リサイクル等の啓発を目的として吹きガラス講座や赤ちゃんの足型等の事業を展開してまいりましたが、近年工房の利用者数は減少傾向にあるに伴い、ガラスと言う特殊性から比較的高額な経費を要し、費用対効果の悪化を招いている状況であります。開設より20年余りが経過した現在、一定の役割は終えたと考えられることから、今年度中に廃止をする方針でございます。なお、このことについてはエコ丸工房運営委員会の皆様にも御報告させていただくため、コロナ禍ではございますが早期に委員会の開催に努めてまいります。

エコ丸工房の運営にあたりましては、今後とも本組合3R活動の基幹施設として、多様な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、瀬戸グリーンセンターについて申し上げます。

本年度7月末までのし尿等の搬入量は1万8,304キロリットルで、前年度に比べ194キロリットル、率にして1パーセントの減となっております。

また、コンポスト製品の販売数は1万2,220袋で、前年度に比べ3,860袋、率にして24パーセントの減となっております。

施設整備につきましては、7月9日から来年2月28日までの工期で、し尿処理施設・コンポスト施設整備工事を実施いたしております。

旧コンポスト施設解体事業について申し上げます。

前年度から2か年にわたり工事を進めてまいりましたが、大きな事故もなくスムーズに解体工事を終えたことを御報告いたします。

以上、簡単ではございますが最近における事業の報告とさせていただきます。今後とも議員の皆様方におかれましては、ますますの御協力と御支援をお願い申し上げます。

○議長（氏家寿士君）

管理者の事業報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。発言は、そのまま議席にてお願いいたします。

3番、真鍋順穂君。

○3番（真鍋順穂君）

議長、3番。

○議長（氏家寿士君）

3番、真鍋順穂君。

○3番（真鍋順穂君）

おはようございます。ただいま管理者より事業報告いただきましたけれども、この件に関してお尋ねをいたします。なお、質問のうち一部認定案件と重複する部分がございますが、関連がありますので一連の質疑として御答弁をいただきたいと思っております。

クリントピア丸亀エコ丸工房に設置されましたガラス工房につきましては、平成9年に開設をし、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用・再資源化）の3Rの一環として、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な事業として、資源の有効利用、環境保全の施策の基本として運営されてきたところであります。取り分け、平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法では、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）、熱回収、適正処分という処理の優先順位を明確にし、廃棄物等のうち有用なものを循環資源と位置づけがなされたところであります。併せて、製品の生産者は、製品の再利用や処理についても責任を負うという拡大生産者責任の原則が規定されたのはご存じのとおりであります。係る状況下で、関係法令や設置目的に沿って一定の事業成果を挙げているガラス工房の今年度中の廃止が唐突に示されたことにつきまして、以下4点にわたりお尋ねをいたします。

1つ、概ね1年半後の完了を目途として、施設の長寿命化に関する計画策定がなされております現今にありまして、急遽今年度中に廃止をするという短兵急な判断に至った理由を明らかにしてください。

2つ、令和元年度決算では赤字決算となり、翌年度予算をもって繰上充用することとされておりますけれども、エコ丸工房、取り分けガラス工房につきまして、財政健全化の観点からどのような財源確保や歳出抑制への工夫がなされているのかについてお尋ねをいたします。

3点目、中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀設置条例に規定されているエコ丸工房運営委員会への附議及び合意形成はどのようになっているのかについてお尋ねをいたします。

4点目ですが、事業報告ではガラス工房の廃止の理由として、比較的高額な経費を要しとありますが、これに留まらず計画の見直しにあたっては、事業効果の評価なり循環型社会形成の推進も含め、総合的な見地からの判断が強く求められ

ているところでありますがこの点について、明確に御答弁をいただきたいと思  
います。以上。

○議長（氏家寿士君）

ただいまの質疑に対し、理事者の答弁を求めます。  
クリントピア丸亀所長。

○クリントピア丸亀所長（徳永博保君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

所長。

〔クリントピア丸亀所長（徳永博保君）登壇〕

○クリントピア丸亀所長（徳永博保君）

3番真鍋議員のクリントピア丸亀エコ丸工房に設置されたガラス工房の今年度  
中の廃止についての御質問にお答えします。

クリントピア丸亀エコ丸工房は、議員御承知のとおり中讃広域行政事務組合ク  
リントピア丸亀設置条例第8条に基づき、クリントピア丸亀における再利用を推  
進する業務を行うために設置され、ガラス工房はリサイクル等の普及啓発を図る  
ことを主な目的に、開設当初より運営してまいったものでございます。管理者に  
よる事業報告は、このガラス工房を令和2年度をもって廃止する方針であること  
を御報告するものでございます。

まず1点目の御質問、数年先に施設の長寿命化に関する計画策定が成される現  
今にあって、急遽今年度中に廃止をしようという短兵急な判断に至った理由は何か、  
との御質問でございますが、議員御質問のとおり本施設は延命化を図るため、基  
幹的設備改良に向けて来年度より地域計画の策定を始め、施設の長寿命化に関す  
る計画等を策定してまいる予定でございます。しかしながら、その計画はごみ処  
理施設の焼却や破砕等、基幹的設備改良が主な目的であり、ガラス工房の存廃等  
を含めたエコ丸工房の将来計画の検討は、あくまで二次的な要素であると考えて  
おります。

また、ガラス工房の廃止は平成31年2月の組合議会におきまして一般質問を  
頂き、定期監査でも取り上げられる等、組合内でも継続して検討がなされてまい  
り、本年2月の管理者会におきまして廃止の方針を決定したもので、拙速な印象  
をお受けになられたかとは存じますが、従来からの検討課題でございました。本  
年度中に廃止する方針に至った直接的要因といたしましては、ガラス工房の利用  
者数が平成24年度の約1,200人をピークに、平成29年度に吹きガラス講座等を  
廃止した影響もあり、平成30年度には125人にまで利用者数が減少したのに対  
し、ガラス工房の運営費につきましては、年間1,000万円以上の費用を継続して  
要しており、早期の廃止が高い財政効果等に繋がるとの判断から本年度に廃止す  
る方針といたしました。

次に2点目の御質問として、財政健全化の観点からこれまでどのような財源確  
保や歳出抑制への工夫が成されてきたのか、との御質問でございますが、令和元



年度のクリントピア丸亀決算は議員御質問のとおり、世界的な資源財単価の暴落から塵芥処理残渣売払金が激減し、赤字決算をまねいたところでございます。

また、ガラス工房では、従来吹きガラスの講座や赤ちゃんのガラスの足型等を作成し財源確保に努めてまいりましたが、期待する効果を得られていないのが実情でございます。そこで近年ガラス工房で作成した製品を、クリントピア丸亀での直接販売や民間事業者と連携し販路を拡大する等新たな財源確保に努めているところでございますが、成果は表れてはおりません。

また、歳出抑制への工夫につきましては、平成 24 年度までエコ丸工房にガラス工房の臨時専従職員 2 名を含む 4 名の臨時職員を配置しておりましたが、平成 25 年度からは 3 名に、そして平成 29 年度からはガラス工房の臨時専従職員を 1 名とし、エコ丸工房臨時職員を 2 名とすることにより、約 1,200 万円の賃金等を令和元年度決算額では約 700 万円に圧縮する等、議員御質問の歳出抑制にも取り組んでまいりましたが、抜本的な財政健全化には至っておりません。

次に御質問の 3 点目、エコ丸工房運営委員会への附議及び合意形成はどのようになっているのか、との御質問でございますが、エコ丸工房運営委員会は議員御承知のとおり、中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀設置条例第 9 条において、エコ丸工房の円滑な運営を図るため研究・協議し、必要に応じ管理者に意見具申をする機関として設置されております。御質問の委員会への附議及び合意形成の状況につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本年度は例年 6 月に開催している総会を開催することができておらず、委員各位へガラス工房を廃止する方針の御説明は成されていない状況でございます。しかしながら管理者の事業報告にございますとおり、説明会が開催できる状況が整いましたら、エコ丸工房運営委員の皆様にご報告させて頂くべく、早期の開催に今後とも努めてまいります。

最後に 4 点目の御質問、事業報告での廃止理由、比較的高額な経費を要しとあるが、これに留まらず事業効果の評価なり循環型社会形成の推進も含め、総合的見地からの判断が成されているのか、との御質問でございますが、先程申し上げましたとおり、ガラス工房事業の改善に取り組んではおりますが、これまでのところ年間約 1,000 万円の歳出に対し、平成 30 年度の利用者数は 125 人、令和元年度は 238 人ございました。このような高額な経費を要しているにもかかわらず、利用者数が伸び悩んでいる現状から費用対効果を含め、リサイクル啓発事業としては、一定の役割は終えたものとする他ございませんでした。

これらのことを総合的に判断し、ガラス工房を廃止する方針を決定いたしましたので、御理解頂きますようお願い申し上げます、以上答弁といたします。

○議長（氏家寿士君）

理事者の答弁は、終わりました。再質疑はありますか。

○3 番（真鍋順穂君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

3 番。

○ 3 番（真鍋順穂君）

今御答弁いただきました。ある面で財政健全化のために努力しているということにつきましては、これは高く評価をしたいと思います。しかしながらですね、先ほどの所長の答弁にもありましたように、このガラス工房、エコ丸のその関係等々につきましては、中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀設置条例という中できちっと明記されてるんですね。この位置づけというのは、それほどに大きいものというようなこと。この条例を受けてさらに施行規則の中でもですね、これの位置づけというのがしっかりとなされている。で、諮問機関ではありませんけれども、しかし、この施設につきましては、市民が生活をしてその生活の中でできたものを、これを適正に処理をしている。費用対効果というようなことも狙いながらですね、これを処理しているというような大きな使命がある中のそのところで、設けられたところの第 9 条に規定をされておりますところのこの運営委員会ですね。このあたりにつきましては、やはりこういう重大な決定をする折にはですね、きちっとその機関に対して具申をして、そのうえでこの運営委員会ですね、規則の中で見ますと第 8 条のところ、委員 15 名以内のというようなことで組織されてますけれども。構成員としては関係市町の住民、それから学識経験者、その他管理者が必要と認める者というようなことになっておりますけれども、こういったその機関の中できちんとオーソライズされたものが、管理者の方針として当然にね、決めていただくものだという気がいたします。そうでないですね、今そのコロナ禍というようなことで開催ができないというそういったことを理由にそこを留守にしてですね、管理者の方で事前に決めていたものを、あるいは附議すべき気持ちがあったけれどもそういうその機会が持てなかった。けれどもね、この運営委員会そのものにつきましては 15 名ですよ。今日ここに出席している人数からするとですね、開催ができないというようなソーシャルディスタンスを保つというね、守るということの分でも十分にね開催するだけのスペースはあるんですからね。そういうところに対してきちんとねこの方針というものの訴えに。その中で今日所長の方から説明があったような環境下で、こういう不測の廃止という非常に重いその選択をしたいというそういったことをね、申しただけとということが必要かと思えます。

それからもう 1 つですね、平成 31 年の 2 月の議会においてね、同僚議員から質問をした中のそのところでね、御答弁をそのいただいたところで 4 点ほど申し上げますが、非常にねネガティブではなくってポジティブな答弁をされております。その答弁の 1 つが、瀬戸内海やリサイクルガラスという特性をアピールし、付加価値の高い地域特産品として市内外での販売を目指す。2 つめですね、宇多津町に建設される水族館での取り扱いに向けた取り組みを行う等、丸亀市及び多度津町のアピールにつながるよう事業を展開する。3 つめですね、だれもが容易に取り組める講座の開設等多様な需要を喚起するとともに新たな利用者の掘り起こしに努める。さらにですね、施設の長寿命化に関する計画を策定する、3 年後

までにはこれまでエコ丸工房を訪れることのなかった皆様に、御来場いただけるよう新たな事業を創造してまいる。以上のようなね答弁をされているんです。もうね、質問は2回だけになりますんで、こういったところで、非常に積極的なね、この存続のための努力をするというようなことを表されているものですね、こうした議会、あるいはその運営委員会で図られることなく2月のその管理者会で決まったということは、これは色んなその形で御不満を抱かれる方が増えてくるんじゃないかと思えますので、これについてしっかりとした御答弁をいただきたいです。以上です。

○議長（氏家寿士君）

ただいまの再質疑に対し、理事者の答弁を求めます。  
所長。

〔クリントピア丸亀所長（徳永博保君）登壇〕

○クリントピア丸亀所長（徳永博保君）

ただ今、再質問をいただきまして、再質問の1点目でございます運営委員会の開催について、今まで開催されていないということがおかしいのではないか、今後早期に運営委員会を開催し、意見をいただく必要があるのではないか、ということだと考えております。この点につきましては御質問のとおりだと思っておりますので、先ほどの答弁の中にございましたように今後開催できる条件を整えまして、できるだけ早期に開催をし御意見を頂戴してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、平成31年の2月に御質問を頂戴したのに回答したこちらからの瀬戸内海のリサイクルガラスであるとか宇多津町の水族館に対する、また簡易な講座の開催等につきましてお答えをさせていただきます。先ほど御答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、1つは瀬戸内海のリサイクルガラスでありますとか宇多津町の水族館等につきましては、民間事業者との連携を持ってということで御回答させていただきましたように、丸亀市内にある事業者さんを通じまして、これをその御質問を頂戴した以降速やかに始めております。また、簡易な講座につきましては計画をさせていただいたんですが、なかなかこれをもってガラスという特殊性から来館者を増やすという策が現在のところ図られていないのが現状でございます。そこで、ただこれらの事業を展開いたしましても、先ほど申し上げましたように人数の増加がなかなか見込めないというなかで、今後あの時点から申しますと3年後の新たな計画策定までに、これはガラス工房の代替事業につきましても考えなければならないのは事実でございます。しかしながら、経済効果等考えますとこの時点で廃止をさせていただきまして、経済効果を踏んだうえで、ここ後1年半のうちになんらかの新たな事業を見出してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（氏家寿士君）

再々質疑はありませんか。

○3番（真鍋順穂君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

3番。

○3番（真鍋順穂君）

私が申し上げたのはね、この廃止ということの過程が大事だということで申し上げたんです。だから、行政、政治というのはね、やはり費用対効果という部分で、入るを量りて出ざるを制するというそういった考えのもとでそれをやっていくということ、これは本当に大事なことです。けれどもね、今特に言われているのは、色んな形で情報の提供をして合意形成のうえでね、事を進めていくと。なかなかそのポピュリズムということで、どうしてもね、そのまま易きに走ってしまうというようなそういったその考えをお持ちの方にはね、行政としての厳しい部分を示すなかで合意形成を図っていくということが大事な努めです。その点についてもう一度答弁してください。

○クリントピア丸亀所長（徳永博保君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

所長。

〔クリントピア丸亀所長（徳永博保君）登壇〕

○クリントピア丸亀所長（徳永博保君）

失礼いたします。ただいま再々質問いただきましたとおり、合意形成等につきましては、今後必ず図られるよう努めてまいりますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家寿士君）

理事者の答弁は終わりました。以上で、3番議員の質疑は、終わりました。以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結いたします。

以上で、管理者の事業報告は終わりました。

~~~~~

日程第4 認定第1号 令和元年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（氏家寿士君）

日程第4、認定第1号「令和元年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（梶正治君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

管理者。

〔管理者（梶正治君）登壇〕

○管理者（梶正治君）

認定第1号、令和元年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。令和元年度各会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を経たので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、決算審査意見書並びに歳入歳出決算事項別明細書、各調書及び主要な施策の成果に関する報告書を添付して、議会の認定を得たいのであります。

決算の状況につきましては、その概要を担当より御説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（氏家寿士君）

続きまして、総務課長から決算の概要説明を求めます。

○総務課長（中尾壮志君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

総務課長。

〔総務課長（中尾壮志君）登壇〕

○総務課長（中尾壮志君）

ただいま上程されました認定第1号について、その概要を御説明申し上げます。令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。

1ページをお開きください。一般会計でございます。歳入決算額は、11億6,455万4,642円、歳出決算額は、11億2,035万8,151円、歳入歳出差引残額4,419万6,491円でございます。

次に、49ページをお開きください。仲善クリーンセンター特別会計でございます。歳入決算額は、2億8,922万9,428円、歳出決算額は、2億8,347万774円、歳入歳出差引残額575万8,654円でございます。

次に、61ページをお開きください。クリントピア丸亀特別会計でございます。歳入決算額は、8億6,547万2,429円、歳出決算額は、8億6,826万6,840円、歳入歳出差引歳入不足額279万4,411円であり、この不足額につきましては翌年度歳入繰上充用金により補填しております。

最後に、75ページをお開きください。瀬戸グリーンセンター特別会計でございます。歳入決算額は、6億7,277万8,388円、歳出決算額は、6億6,090万2,127円、歳入歳出差引残額1,187万6,261円でございます。

なお、歳入歳出差引残額につきましては、一般会計及び各特別会計ともに翌年度へ繰り越しております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書に基づき、その概要を御説明申し上げます。この報告書の金額は全て千円単位となっております。

1、2ページをお開きください。この表は、ただ今御説明致しました一般会計及び各特別会計の決算状況を総括表としてお示ししているものでございます。なお、令和元年度の全会計の合計では、歳入総額は、29億9,203万5,000円、歳出総額は、29億3,299万8,000円、歳入歳出差引5,903万7,000円という状況

にございます。

次に、3、4ページをお開きください。これは、一般会計の決算状況について、平成21年度以降を年度別に表したものでございます。また、決算規模につきましては3ページ下の棒グラフ、年度別の増減率につきましては4ページ下の折れ線グラフのとおりでございます。平成30年度と比較しますと、歳入では7.5パーセント、歳出では6.6パーセント、それぞれ増加しております。また、令和元年度の実質収支は、4,419万7,000円、単年度収支は1,206万5,000円のそれぞれ黒字となっております。

次に5、6ページをお開きください。これは、一般会計歳入の決算状況を款別に表したものでございます。5ページ下の円グラフが示しておりますように、特徴として分担金及び負担金が、87.59パーセントを占めているという状況でございます。6ページ下には、平成25年度以降の歳入決算状況を棒グラフでお示しております。

次に、7、8ページをお開きください。これは、一般会計歳出の決算状況を目的別に表したものでございます。7ページ下の円グラフのとおり、総務費が全体の80.05パーセントを占めております。また歳出総額は、平成30年度と比較して、6.6パーセントの増加となっておりますが、衛生費が42.4パーセントの増加となった一方、民生費は17.2パーセントの減少となっております。

次に、9、10ページをお開きください。これは、一般会計歳出決算の状況を人件費等性質別に表したものでございます。9ページ下の円グラフのとおり、人件費が27.79パーセント、物件費が46パーセントとなっております。また、平成30年度と比較しますと、人件費は4.1パーセント、物件費は9.8パーセントの減少となっております。

次に、11ページをお開きください。上段は起債の状況について、会計別に年度末現在高などを表したものでございます。令和元年度中の新規借入は、エコランド林ヶ谷第6期法面造成事業に対する衛生債2,380万円の1件でございます。一方、元利償還額は合計で2億514万7,000円、令和元年度末現在高は15億2,745万9,000円となっております。下段は、基金の状況について基金別に年度末現在高などを表したものでございます。令和元年度中の基金積立額は1億2,384万円、基金取崩額は2億3,453万3,000円で、令和元年度末現在高は5億8,907万8,000円となっております。

引き続き、各担当課における決算状況について御説明いたします。

12ページをお開きください。議会費につきましては、決算額293万3,000円であります。議会費は議員報酬や旅費が主なものであり、議会運営に要する経費を支出しております。組合議会本会議の開催や議案審議の状況につきましては、記載のとおりであります。

右の13ページをご覧ください。一般管理費につきましては、決算額1億2,695万4,000円であります。歳出の主なものを申し上げますと、義務的経費として職員給与費等の人件費のほか、積立金として前年度からの繰越金等6,467

万 4,000 円を財政調整基金に積み立てております。

14 ページをお開きください。例規の制定改廃の状況、採用退職等の状況、職員健康診断の実施状況を記載しております。職員の健康管理につきましては、人間ドックやストレスチェックなど各種健康診断の受診に努めております。

右の 15 ページに記載しております職員研修につきましては、香川縣市町村振興協会が県内の自治体職員を対象に行う多様な研修のうち、課長補佐級研修等の一般研修に 13 人、その他各種専門研修に 18 人の合計 31 人が積極的に参加しております。また、それ以外の研修として外部講師を招いて行った人事評価制度の評価者研修やハラスメント防止研修などの特別研修、千葉県にある全国の自治体職員が集う研修所である市町村アカデミーをはじめ、その他専門機関での委託研修に延べ 167 人が参加し、職員個々のスキルアップに努めております。

次の 16 ページには、令和元年度に実施しました歳入歳出伝票取扱状況や資金運用の状況を記載しております。資金運用の状況につきましては、中讃広域行政事務組合資金の出納及び保管基準第 3 条第 1 項及び第 5 条の各項の規定に基づき、歳計現金につきましては自由金利型の定期預金 2 口、財政調整基金につきましては自由金利型の定期預金 3 口と債券 1 口での運用を行い、運用利子合計 63 万 3,000 円の収入でありました。

17 ページをご覧ください。企画費につきましては、決算額 3,394 万 8,000 円であります。歳出の主なものを申し上げますと、職員給与費等の人件費の他、公会計財務諸表等作成支援委託料、端末機設定等業務委託料、公用車購入費等を支出しております。

18 ページをお開きください。広域行政推進費につきましては、決算額 1,036 万 5,000 円であります。広域行政推進事業基金を取り崩し、広域行政の推進に資する事業として、関係市町区域内における定住・交流の促進に関する事業、関係市町職員の人材育成に関する事業を行っております。歳出の主なものを申し上げますと、陸上競技・ソフトテニス大会に対する報償費及び広域的事業に対する補助金を支出しております。

19 ページをご覧ください。令和元年度に実施した事業として、圏域内の中学生を対象とした陸上競技・ソフトテニス大会、人材育成事業を記載しております。

また、20 ページから 21 ページにかけて広域行政推進事業補助金を交付した各事業につきましては、事業内容、交付団体、事業費等を記載しております。

22 ページをお開きください。税務総務費につきましては、決算額 1 億 1,963 万 9,000 円であります。滞納整理にあたりましては、基本原則であります税負担の公平性を確保し納期内納税者の信頼に応えるため、移管された租税債権を関係市町と連携し納税能力や財産の有無について調査・分析し、効率的な滞納整理に努めました。また、預貯金、不動産、給与等の財産差押えに加え、搜索、動産の差押え、公売について積極的に実施いたしました。

23 ページには、令和元年度市町別滞納整理状況、差押等の件数、預貯金調査の状況、移管者数を、次の 24 ページには、公売実績、搜索実績を記載しており

ます。

25 ページをご覧ください。情報センター費につきましては、決算額 2 億 4,586 万 5,000 円であります。事業の内容といたしましては、市町の住民情報・税業務・財務会計などの電算処理を共同利用することにより、運用コストの節減、事務処理効率の向上、情報セキュリティの確保に努めました。歳出の主なものを申し上げますと、職員給与費等の人件費のほか、印刷製本費等の需用費、電算業務等に関する各種の経常的な委託料、老朽化により行いました組合 L G W A N 機器更新に係る委託料及び賃借料、基幹業務システムの賃借料、庁舎の使用料、情報センターの移転先となる丸亀市消防庁舎改修工事に係る負担金などがあります。電算用消耗品の実績を 26 ページ中ほどより記載しております。また、帳票印刷の発注実績として 27 ページに記載のとおり、各種納付書を始めとする 34 種類の帳票を印刷発注しております。

28 ページをお開きください。端末機管理費につきましては、決算額 9,515 万 5,000 円であります。事業の内容といたしましては、市町端末機のリース契約等を情報センターが一つにまとめることにより、経費の節減を図っております。新規事業として、丸亀市の保育所入所選考事務を対象に A I 技術を用いたソフトウェアを試験導入し、実証実験を行いました。また、水道事業の広域化に伴い水道ハンディターミナルの賃借料について繰上償還しました。歳出の主なものを申し上げますと、ネットワーク回線使用の役務費、点検・保守等の委託料、業務端末機や各業務システムの賃借料であります。市町別の端末機等の台数やネットワーク回線数につきましては、29 ページに記載のとおりであります。

30 ページをご覧ください。共同システム費につきましては、決算額 2 億 6,470 万 7,000 円であります。事業の内容といたしましては、市町の情報システムを共同利用することにより、導入・運用コストの節減、事務処理効率の向上及び情報セキュリティの確保に努めました。基幹業務システムの改修として、社会保障・税番号制度に係るデータ標準レイアウト改版対応、各業務の制度改正に係る対応を行いました。また、耐用年数を迎えていた住民基本台帳ネットワークシステム機器について安定運用を確保するため入替えを行いました。新規事業として、システム利用者の入力作業等にかかる負担軽減を目的に、R P A ソフトウェアを試験導入しました。歳出の主なものを申し上げますと、先の基幹業務システムに係る様々な改修業務、運用支援業務及び保守の委託料、またその賃借料であります。

業務処理実績につきましては、32 ページから 36 ページに記載してありますように、住民基本台帳を始めとする 32 の業務を電算処理しております。また、1 年間の臨時処理の件数を同じく 36 ページの下段に、そして次の 37 ページに、処理単価実績として個人住民税システムから出力される所得や課税内容に係る証明書及び納税通知書、住民基本台帳システムから出力される住民票の写しについて、個別原価計算を基に 3 年間の処理単価の推移を記載しております。

38 ページをお開きください。監査委員費につきましては、決算額 24 万円であります。委員報酬や旅費が支出の主なものであり、監査事務に要する経費を支出

しております。監査の執行状況につきましては、記載のとおりであります。また、地方自治法の改正により必要となりました監査基準を、令和元年9月に策定いたしました。

39 ページをご覧ください。民生費の認定審査費につきましては、決算額 4,960 万 3,000 円であります。事業の内容といたしましては、介護保険認定審査会を 222 回開催し 8,909 件の審査を行いました。また、障害者総合支援認定審査会につきましては、24 回開催し 353 件の審査に加え、非定型の判定を 45 件行っております。歳出の主なものを申し上げますと、委員報酬や職員給与費等の人件費であります。

40 ページをお開きください。介護認定審査会の審査・判定状況を記載しております。審査・判定結果の表につきましては、市町の一次判定に対しまして、主治医の意見書や訪問調査の特記事項を参考に、二次判定を行った結果をまとめたものであります。

41 ページをご覧ください。障害者総合支援認定審査会の審査・判定状況を記載しております。こちらも介護認定審査会と同様に、市町の一次判定に対し、二次判定を行った結果をまとめたものであります。

42 ページをお開きください。衛生費の後山最終処分費につきましては、決算額 642 万 6,000 円であります。歳出の主なものを申し上げますと、後山最終処分場跡地の浸出水処理の管理に要した経費と施設更新に関する設計業務委託料であります。水質分析につきましては、原水の水質検査結果を記載しており、いずれも関係法令の基準値内の数値となっております。更新計画の進捗状況につきましては、施設更新の基礎となる基本設計を策定いたしました。引き続き地元の御理解を得ながら更新計画を進めてまいります。

43 ページをご覧ください。エコランド林ヶ谷最終処分費につきましては、決算額 1 億 3,710 万 9,000 円であります。事業の内容といたしましては、埋立場内の安全衛生を維持すると共に、浸出水の処理についても適切な運営管理に努めた結果、放流水の水質保全に繋がり地域住民の生活環境に配慮することが出来ました。施設整備については、平成 29 年度から 3 か年をかけて実施している各槽の清掃点検について、令和元年度は第 3・第 4 調整槽の 2 槽を実施し、内壁部分にひび割れ等の劣化は確認されませんでした。これにより操業から 20 年以上が経過しておりますが、27 槽全ての槽が健全な状態であることの確認が出来ました。歳出の主なものを申し上げますと、職員給与費等の人件費の他、水質分析、浸出水処理管理業務、不燃物等埋立業務等の委託料、また、次の 44 ページに記載の水処理施設修繕工事、新林ヶ谷池浚渫工事、第 6 期法面下段造成工事、トラックスケール更新工事の工事請負費などがあります。

44 ページ下段には、市町別の不燃物搬入状況を、45 ページには年度別搬入状況を記載しており、令和元年度の搬入量は 6,931 トンで、埋立率は約 70.2 パーセントとなっております。また、処理水の水質検査や地下水等のダイオキシン類濃度の結果を記載しておりますが、いずれも関係法令の基準値内の数値となって

おります。

46 ページをお開きください。公債費につきましては、不燃物処理施設整備事業に係る衛生債の元利償還金で、元金の決算額は 2,666 万 3,000 円、利子の決算額は 75 万 1,000 円であります。

ここまでの、一般会計の説明でございます。

続きまして、仲善クリーンセンター特別会計の決算状況を御説明申し上げます。

47 ページをご覧ください。仲善クリーンセンターにつきましては、決算額 2 億 8,347 万 1,000 円であります。この財源といたしましては、ごみ処理手数料から成るその他特定財源 1 億 922 万 1,000 円その他、一般財源として 1 市 2 町のごみ搬入量割によります市町負担金、前年度繰越金などがあります。施設の運営につきましては、関係法令によります排ガス基準などを遵守し、適切な運転管理のもと周辺住民の生活環境の保全に努めました。長期運営維持管理事業につきましては、令和 2 年度からの業務開始に向け、11 月 1 日に荏原環境プラント株式会社と業務委託契約を締結いたしました。ちなみに、契約金額は、8 年間で総額 18 億 1,500 万円であります。歳出の主なものを申し上げますと、ごみ焼却施設の管理運営に係る経費として、職員給与費等の人件費その他、消耗品費・光熱水費等の需用費、プラント損害保険料等の役務費、長期運営維持管理事業導入のための支援業務、各設備の保守点検等の委託料、土地借上料、行政措置費負担金などがあります。また、工事請負費といたしまして、保守点検結果に伴う施設整備工事を実施いたしました。次に運転状況として、ごみの搬入量や処理量を記載しております。搬入されたごみの合計は 1 万 3,897 トンであり、前年度と比較して 159 トン、率にして 1.16 パーセントの増となっております。なお、処理単価は 1 トン当たり 1 万 8,709 円となっております。

次の 49 ページには、環境調査として排ガス濃度等の測定結果を記載しておりますが、いずれも関係法令の基準値内の数値となっております。

続きまして、クリントピア丸亀特別会計の決算状況を御説明申し上げます。

50 ページをお開きください。クリントピア丸亀につきましては、決算額 8 億 6,826 万 7,000 円であります。この財源といたしましては、1 市 1 町の人口割、及び、搬入量の割合によります市町負担金その他、前年度繰越金などの、一般財源 6 億 2,800 万 9,000 円と、塵芥処理手数料などのその他特定財源として 2 億 3,746 万 3,000 円でございます。また、歳入不足に伴う 279 万 5,000 円につきましては、令和 2 年度から歳入繰上充用金を充てて補填しております。ごみ処理施設につきましては、資源循環型施設として、安全・安定的、且つ効率的な管理運営に努め、地域住民の生活環境保全に配慮しながら運転いたしました。また、環境啓発施設、エコ丸工房におきましては、本組合リサイクル活動等の拠点施設として、3R の啓発に努めております。次に、歳出内訳につきましては、まず塵芥処理費として、8 億 4,097 万円を支出しております。これは、ごみ処理施設の管理運営に係る経費で、支出の主なものといたしましては、職員給与等の人件費、各設備に係る保険料、施設の運転維持管理に係る業務委託料でございます。

次に 51 ページから 52 ページにかけての再利用推進費につきましては、2,729 万 7,000 円を支出しております。これはエコ丸工場の運営に要する経費で、支出の主なものといたしましては、職員給与費等の人件費の他、消耗品費等の需用費、リサイクル業務に関する業務委託料などでございます。

以降、53 ページにかけまして、ごみの搬入量や処理量など施設の運転状況を記載しており、令和元年度の搬入されたごみの総合計は、約 4 万 876 トン、前年度に比べ 3.3 パーセント弱の増となっております。家庭系ごみと事業系ごみの内訳、あるいは丸亀市と多度津町の内訳等は記載のとおりでございます。

54 ページでは、フローシートによりごみ処理の流れを記載しております。

次に 55 ページには、排ガス濃度やダイオキシン類濃度など環境調査の結果を記載しており、検査結果につきましてはいずれも関係法令等の基準値内の数値となっております。

次に 56 ページをお開きください。こちらでは、エコ丸工場の利用状況やリサイクル品の提供状況などについて記載しております。昨年度の入場者数は 1 万 9,482 人で、平成 30 年度と比較して 3,676 人、約 15.8 パーセントの減となっております。

57 ページでは、リサイクルフェアなど各種イベントの開催状況を記載しております。

続きまして、瀬戸グリーンセンター特別会計の決算状況を御説明申し上げます。

58 ページをお開きください。瀬戸グリーンセンターにつきましては、決算額 6 億 6,090 万 2,000 円であります。この財源はすべて一般財源となっており、その内訳は、市町負担金、基金繰入金、前年度繰越金及びコンポスト事業受託収入などであります。歳出について申し上げます。し尿処理費につきましては 2 億 9,886 万 7,000 円を支出しております。これはし尿処理の運営管理に係る経費として、主に職員給与費等の人件費の他、消耗品費・光熱水費等の需用費、各設備の保守点検業務等の委託料、次の 59 ページに記載の行政措置費負担金・水産振興事業補助金、財政調整基金積立金などあります。工事請負費といたしましては、し尿処理施設内の臭気を処理する脱臭設備など 13 ヲ所の整備を行い施設の運転維持管理に万全を期しております。

59 ページから 60 ページにかけての汚泥処理費につきましては 1 億 8,430 万 3,000 円を支出しております。これは汚泥処理の運営管理に係る経費として、主に職員給与費等の人件費の他、燃料費・光熱水費等の需用費、委託料、行政措置費負担金などあります。工事請負費としては、コンポスト施設整備工事と令和元年から 2 年にかけて 2 か年で行う旧コンポスト施設解体工事費の令和元年度分 9,360 万円を支出しております。公債費につきましては、新コンポスト施設の建設及び瀬戸グリーンセンター更新工事に要した衛生債の元利償還 1 億 7,773 万 3,000 円の支出であり、そのうち元金が 1 億 6,562 万 7,000 円、利子が 1,210 万 6,000 円あります。

次に、運転状況の実績となります。まず（1）では、し尿及び浄化槽汚泥搬入

量と、その内訳を記載しております。搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の合計は5万3,309キロリットルであり、前年度より0.09パーセントの増となっております。(2)の処理水量は20万9,297立方メートルであり、前年度より5.17パーセントの減となっております。また処理水のうち、再利用した水量をカッコ書きしており、僅かではあります。海域への放流量の縮減を図っております。(3)のコンポスト施設への汚泥搬入量は、瀬戸グリーンセンター及び観音寺市から搬入された3,633.47トンであり、前年度より1.50パーセントの減となっております。61ページをご覧ください。(4)のコンポスト製品製造量は691.35トンであり、製品販売数では4万8,732袋となっております。(5)し渣の排出量は6万6,740キログラムであり、前年度より0.35パーセントの増となっております。次に環境調査として、放流水の水質検査を記載しております。放流水の水質については、国の基準より厳しい瀬戸内海環境保全特別措置法の基準値を記載しておりますが、いずれの項目も基準値内の数値となっております。最後に、コンポスト汚泥の成分分析の結果を、含有を許される有害成分の最大値と併せて記載しておりますが、ご覧のとおりいずれの項目も基準値内で、製品の均質化を図れた安全で安心できる肥料となっております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計の決算説明といたします。

○議長（氏家寿士君）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。これより、採決いたします。認定第1号「令和元年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

会議の途中ではございますが、ここで暫時休憩をいたします。

〔午前10時30分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

~~~~~

日程第5 議案第1号～議案第3号 各会計補正予算

○議長（氏家寿士君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。  
件名は総務課長から朗読いたします。

〔総務課長（中尾壮志君）朗読〕

---

議案第1号「令和2年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」

議案第2号「令和2年度中讃広域行政事務組合仲善クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）」

議案第3号「令和2年度中讃広域行政事務組合瀬戸グリーンセンター特別会計補正予算（第1号）」

---

○議長（氏家寿士君）

以上、一括上程議案について管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（梶正治君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

管理者。

〔管理者（梶正治君）登壇〕

○管理者（梶正治君）

議案第1号から議案第3号の各議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第1号から議案第3号一般会計及び各特別会計補正予算につきましては、主に前年度繰越金を各会計財政調整基金に積み立てるものであります。

議案第1号の令和2年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100万4,000円を追加し、予算の総額を13億526万6,000円とするものであります。歳入予算の補正のうち、前年度繰越金4,419万6,000円の増額につきましては、令和元年度決算剰余金を繰越金に計上するもので、このうち広域行政推進費分の剰余金132万5,000円につきましては、広域行政推進事業基金に積み立てるものといたします。

また、歳出補正の財源として充当した残額2,599万7,000円につきましては、一般会計財政調整基金に積み立てるものといたします。歳出予算の補正のうち、税務総務費では、滞納整理に係る市町負担金の前年度精算分として680万8,000円を追加するもので、この財源といたしましては、税務費過年度収入を充当するものであります。情報処理費の端末機管理費では、令和元年度の市町分の端末機管理費を精算したうえで、歳出に会計年度所属見直しによる役務費の不足分175万1,000円、また、善通寺市の回線強化に伴う役務費及び委託料の不足分35万7,000円を追加し、返還する剰余金として1,349万1,000円を計上するものでありこれらの財源といたしましては、前年度繰越金を充当するものであります。

エコランド林ヶ谷最終処分費では水処理施設のpH計が故障し、早急に交換す

る必要が生じたので、工事請負費に 127 万 5,000 円を追加するもので、この財源といたしましては、前年度繰越金を充当するものであります。

議案第 2 号の仲善クリーンセンター特別会計補正予算（第 1 号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 575 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 3 億 677 万 9,000 円とするものであります。内容といたしましては、前年度繰越金 575 万 8,000 円を増額し、財政調整基金に積み立てるものであります。

議案第 3 号の瀬戸グリーンセンター特別会計補正予算（第 1 号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,187 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 9,567 万 6,000 円とするものであります。内容といたしましては、前年度繰越金 1,187 万 6,000 円を増額し、財政調整基金に積み立てるものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、誤議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家寿士君）

提案理由の説明は、終わりました。これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。これより、議案第 1 号から議案第 3 号までの各案を一括して採決いたします。件名は総務課長から朗読いたします。

〔総務課長（中尾壮志君）朗読〕

---

議案第 1 号「令和 2 年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）」

議案第 2 号「令和 2 年度中讃広域行政事務組合仲善クリーンセンター特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 3 号「令和 2 年度中讃広域行政事務組合瀬戸グリーンセンター特別会計補正予算（第 1 号）」

---

○議長（氏家寿士君）

議案第 1 号から議案第 3 号までの各案は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案 3 号までの各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第 6 一般質問

○議長（氏家寿士君）

日程第6、これより「一般質問」を行います。一般質問の通告がありますので、発言を許します。発言はそのまま議席にてお願いいたします。

7番、国方功夫君

○7番（国方功夫君）

議長、7番。

○議長（氏家寿士君）

7番、国方功夫君。

○7番（国方功夫君）

お疲れのところ失礼します。昨年7月31日付で私に1通の告発投書がまいりました。その内容は広域の職員によるセクシュアルハラスメントの内容でございました。私は直ちに局長福本氏に調査を依頼して、実態確認をしました。実際にそういう事案がございました。そこで管理者である、丸亀市長である梶氏に面会を求め、この事案を報告いたしました。中身については割愛させていただきます。そのことを踏まえて管理者に御質問いたします。

私がこの投書があつて内容をお見せして、この報告をしたことは違法行為でしょうか。私がした行為は違法なんでしょうか。

2点目。このことを踏まえてこの方の、セクハラなされた方の、処分を求めた私の意見も、私の違法行為、また私のパワハラなんでしょうか。これが2点目。

3点目。丸亀市の副市長に梶管理者が指示をして告発するように言ったのでしょうか。

4点目。広域のパワハラ、広域の私のパワハラ問題として管理者は丸亀市徳田副市長に伝えたのでしょうか。

まずこの4点をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（氏家寿士君）

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。管理者。

○管理者（梶正治君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

管理者。

〔管理者（梶正治君）登壇〕

○管理者（梶正治君）

7番国方議員の広域職員のセクシュアルハラスメントに対する御質問につきまして、お答えをいたします。

まずこの件に関しまして、昨年、当組合職員によるセクシャルハラスメント行為があり、関係者並びに組合議員各位に多大なご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫びを申し上げます。この行為につきましては、昨年8月に国方議員あてに投書が郵送されたことにより発覚したものであり、事実調査を行ったうえで、中讃広域行政事務組合職員懲戒審査委員会規程に諮り、懲戒審査委員会を開催し、

当該職員に対して訓告、事務局長を厳重注意としております。

それでは、御質問の1点目、昨年8月に国方議員に投書があり、管理者に報告したことは違法行為ですか、についてでございますが、議員がこの投書の内容を重く受け止められ、管理者への報告が必要と判断したことは、組合議員という御立場からも当然のことと考えております。

次に、この方の処分を求める私の意見は違法ですか、についてでございますが、中讃広域行政事務組合には法令遵守に関する条例はございませんが、参考にして丸亀市法令遵守推進条例に当てはめると、第6条第2項に、何人も、本市職員に対して、公平公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならないとあり、同条例施行規則第2条第1項において、公平公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為として6項目を列挙しており、その第4号に、人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為、第5号に、市が行おうとしている不利益処分に関し、当該不利益処分の被処分者となるべき事業者又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為と明記されております。したがって、この方の処分を求める意見は、事実であれば、この基準に該当する恐れが強いと考えております。

なお、今回の御質問の件は、現在丸亀市議会において調査特別委員会が設置をされ、審理中の案件でもあり、判断に及ぶ回答は控えさせていただきます。

御質問の3点目の副市長への指示ということでございますが、これはございません。何か根拠があれば教えていただければという風に思います。

それから、副市長へこの件を伝えたか、この処分の、この一連の事件と処分の件ということであろうと思いますが、特にそのようなことを公式に、何て言いますか、お伝えをするというようなことはいたしておらないと記憶しております。以上です。

○議長（氏家寿士君）

理事者の答弁は、終わりました。再質問は、ありませんか。

○7番（国方功夫君）

議長、7番。

○議長（氏家寿士君）

7番。

○7番（国方功夫君）

すでに、管理者は丸亀市の方で答弁なさったんは私は聞いております。その時の内容によりますと、あくまでも私の意見として拝聴をしたと証言しておりますので、私のこの職員に対する責任問題については、意見としてお伺いしたという風に証言なさっておりますからこれはもう議事録に残っておりますので、訂正というか私の方から言うておきます。なぜこのことを申し上げるかと言いますと、徳田氏の告発文の中に、中讃広域監査の立場を利用したと。私は中讃広域の監査委員としての立場を利用しておりません。このことについてはっきりさせたいと思っておりますので、よろしく願います。というのは、この

ことを徳田氏は告発したいがために、急遽、去年の8月なのに今年の1月になって自分が部下に聞き取りをさせて、急遽、告発文に私は追加をしたんだなど推測をされますのでひょっとしたら管理者が御指示して入れたのかなど。指示していないのであるとするならば、ここの広域の問題は管理者が告発を、議会と管理者に持ってきた、丸亀市長さんに持って行ったときに、この問題は抵触するしないという御判断ができたと思います。そういった意味でもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（氏家寿士君）

ただいまの再質問に対し、理事者の答弁を求めます。管理者。

〔管理者（梶正治君）登壇〕

○管理者（梶正治君）

まずあの1つは、現在丸亀市議会におきまして調査特別委員会が設置されております。審理中の案件でもありますので、判断に及ぶ回答は控えさせていただきますが、先ほどおっしゃってございました私自身が意見として聞いておくという風なことは、どこでそういったことがあったのかということは、ちょっと記憶にございません。証人尋問の中では、この広域に関することの御質問はなかったという風に記憶をいたしております。また、副市長がその告発文章を提出した段階で、私自身もその中にこの項目が入っているということは見ました。先ほど申し上げましたように、この行為というのが事実であれば先ほど申し上げた条例遵守の条例に当てはまる恐れが強いという風には考えますが、この判断については特別委員会に委ねられておると承知しております。以上です。

○議長（氏家寿士君）

理事者の答弁は終わりました。再々質問はありませんか。

○7番（国方功夫君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

7番。

○7番（国方功夫君）

ここで色々言っても水掛け論になりますので、私はこの案件につきましては、法廷闘争するつもりでおりますので、今日の管理者の答弁を保全していただき記録として、また議長におかれましては保存しておいてほしいのでよろしくお願い申し上げます。以上で質問は終わります。

○議長（氏家寿士君）

以上で、7番議員の質問は終わりました。

○7番（国方功夫君）

議長。

○議長（氏家寿士君）

7番。

○7番（国方功夫君）

緊急動議。私はこの度の広域職員のセクハラ問題について、管理者である梶正治氏は自分自身は何一つ処罰、処分をすることなく今日に至っていること、局長やその他は何か先ほど処罰があった様だけれど、自身は何一つ自分に処罰を科してないこと、それから丸亀市の副市長がこの広域には関係ないわけであり。この問題はことさらにパワハラ議員のように徳田氏に何か言ったように感じられますので、この2つにより私は梶管理者の辞任を求めます。

○議長（氏家寿士君）

ただいま、国方議員より「管理者の辞職勧告」についての動議の御発言がありました。本動議について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者＝挙手〕

○議長（氏家寿士君）

はい、ありがとうございます。

組合議会が準用する普通市議会会議規則第16条に規定する所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

しばらく休憩いたします。

〔午前10時53分 休憩〕

〔午前11時7分 再開〕

○議長（氏家寿士君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。先ほど国方議員よりの「管理者の辞職勧告」と申しましたが、「管理者の辞任を求める動議」ということで訂正させていただきたいと思います。また、管理者の方から訂正があるということで管理者お願いします。

〔管理者（梶正治君）登壇〕

○管理者（梶正治君）

お許しをいただきまして先ほど国方議員の答弁の中で、丸亀市議会の調査特別委員会の中で、中讃広域に関する質問にお答えしてないという風に答弁いたしました。質問にお答えした項目がございました。その点を訂正をさせていただきます。以上です。

○議長（氏家寿士君）

この際、先ほどの動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

御異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程 管理者の辞任を求める動議

○議長（氏家寿士君）

追加日程、「管理者の辞任を求める動議」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。7番。

○7番（国方功夫君）

提案理由。私はこの度の広域職員のセクハラ問題について、管理者である梶正治氏は自分自身は何一つ処罰することなく、今日に至っていること。2、丸亀市の副市長に告発させて広域の問題であるのに、ことさらパワハラ議員のように徳田副市長に指示をしたと思われること。以上の2点であります。

○議長（氏家寿士君）

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

質疑はないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（氏家寿士君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本件は、起立により採決いたします。これから採決にあたり申し上げます。これから賛成の諸君の起立を求めますが、起立しない場合は反対とみなします。

「管理者の辞任を求める動議」について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者＝起立〕

○議長（氏家寿士君）

ありがとうございました。御着席願います。

反対多数であります。よって、本動議は否決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて議了いたしました。

これをもって、今期定例会は閉会といたします。御審議、お疲れ様でした。

〔午前11時12分 閉会〕

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 123 条第 2 項による署名者

議 長                    氏家 寿士

議 員                    国方 功夫

議 員                    川向 武